

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）事務局
発行責任者/辻 邦夫

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-11-2 巣鴨陽光ハイツ604号
TEL03-6902-2083 FAX03-6902-2084 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

受給者証の有効期間の1年間の延長が 正式に発表されました

事務局ニュースNo. 267（4月23日発行）でもお知らせをしておりました受給者証の有効期間の延長について、4月30日付で改正省令が交付され、正式に1年間の延長が決定しました。

対象となるのは、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に支給認定の有効期間が満了する受給者で、令和2年3月1日の時点で効力を有していた受給者証の支給認定の有効期間に1年を加えた期間が新たな有効期間となるということです。

受給者証については、現在受給者が使用しているもの引き続き使用して差し支えないとすることで、医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、各都道府県等に対し、管内の医療機関へ十分な周知を行うよう通知が出されています。今後、受給者の皆様には、都道府県、指定都市、または管轄保健所等から、受給者証の扱いや自己負担上限管理票などについて具体的な通知がなされるとも思われます。

また、受給者証の記載事項等に変更が生じた場合の手続においては、郵送により申請の受付や受給者証の返還を行うなど、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた対応を行うよう配慮することとされていますので、変更申請等を行う場合は、お住いの地域の情報をご確認ください。

なお、本件に関する詳細については、別添の通知文書が発出されておりますので、そちらをご参照ください。